

ほけんだより 6月

令和5年6月1日
小松島支援学校
ほけんしつ

(おうちのひとと読んでね)



あたたかい日があったかと思えば雨が降る日も多
く、体調を崩しやすい天気が続いています。
元気に活動できるように規則正しい生活と感
染予防を行い、体調をしっかり整えましょう。



6月のほけんもくひょう

- 歯をきれいに磨こう

歯磨きは、むし歯になるのを防ぐほかに、歯ぐきの健康を保つことや口臭を防ぐこと、感染症を予防するためにもとても重要です。食後の歯磨きはしっかり行いましょう。

6月の健康診断の予定

学部	月日	時間	検診名	対象学年	備考
小学部	6月 6日 (火)	9:30~	体重測定	全学年	
	6月 22日 (木)	9:30~	耳鼻科検診	5年・B課程1年3年	
	6月 29日 (木)	9:30~	耳鼻科検診	A課程1年3年	※1) 参照
中学部	6月 2日 (金)	9:30~	体重測定	全学年	
	6月 22日 (木)	9:30~	耳鼻科検診	B課程1年3年	
	6月 29日 (木)	9:30~	耳鼻科検診	A課程1年3年	※1) 参照
高	6月 29日 (木)	9:30~	耳鼻科検診	1年3年	※1) 参照
全	6月 27日 (火)	9:30~	色覚検査	希望者	

※1) 1日(木)に予定していた耳鼻科検診は、校医の都合により29日(木)に変更になりました。

保護者の方へ

○ 色覚検査について

保健調査票の「色まがいをすることがある」に記入があった児童生徒を対象に、6月中旬に希望調査を行います。「特に心配な症状はないが色覚検査を受けさせたい」という方は、6月13日(火)まで担任に連絡帳等でお申し出ください。お申し出があった御家庭には、6月中旬に検査同意書をお渡しいたしますので御記入の上、提出をお願いします。

○ 視力検査結果の配布について

5月のほけんだよりで全員に配布としておりましたが、B以下の場合に配布するよう変更いたしました。

新型コロナウイルスの扱いについて

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更となり、学校保健法施行規則の改正が行われています。インフルエンザと同様に出席停止期間の基準が設定され、留意点が示されていますのでお知らせいたします。

新型コロナウイルスによる出席停止期間
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
 (無症状の場合は、陽性となった検体を採取した日から5日経過するまで。)

新型コロナウイルス出席停止期間の早見表

【症状がある場合】

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後1日目に軽快した場合	発症	症状 軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
発症後2日目に軽快した場合	発症		症状 軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
発症後3日目に軽快した場合	発症			症状 軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	登校 可能		
発症後4日目に軽快した場合	発症				症状 軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
発症後5日目に軽快した場合	発症					症状 軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
発症後6日目に軽快した場合	発症						症状 軽快	軽快後 1日目	登校 可能

留意点

- ※ 症状が軽快した日が1日延びると、出席停止期間も1日延びます。
- ※ 上表のとおり出席停止は解除されますが、発症から10日を経過するまでマスクの着用を推奨します。
- ※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※ この基準より出席停止の期間を短縮することは、基本的に想定されていません。
- ※ そのほか、合理的な理由があると校長が判断する場合には出席停止とすることがあります。

【無症状の場合】

無症状の場合(検査日＝陽性 となった検体の採取日とする)	検査日	検査後	検査後	検査後	検査後	検査後	検査後6日目
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可能

★出席停止期間以外の留意点について

- 濃厚接触者の特定は行わないため、家族が感染しても、感染していない者がただちに出席停止となることはありません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理して登校せず休養をお願いします。